

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	土地区画整理法第76条許可申請台帳
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市部市街地整備課
個人情報ファイルの利用目的	土地区画整理法第76条に基づき、区画整理区域内の建築行為についての申請をうけ許可・不許可を決定するため利用するもの。
記録項目	1 氏名, 4 住所, 6 連絡先, 28 その他（建築物の構造）
記録範囲	建築許可申請者
記録情報の収集方法	本人からの許可申請書
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項（電算処理ファイル）※ ※政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	土地区画整理事業の認可事務に係る地権者一覧
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市部市街地整備課
個人情報ファイルの利用目的	土地区画整理法第21条、同法第39条、同法第86条及び同法第97条等の認可事務を行うにあたり、地権者の権利状況を確認するため利用するもの。
記録項目	1 氏名, 3 生年月日・年齢, 4 住所, 6 連絡先, 12 住居状況
記録範囲	土地区画整理事業地区内の宅地所有者及び借地権者
記録情報の収集方法	施行者からの認可申請書等
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） ※政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市街地整備に関する地権者情報
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市部市街地整備課
個人情報ファイルの利用目的	市街地整備に関して検討するとともに、関係する土地所有者、建物所有者、事業者、居住者等に対して通知、説明及び話し合いを進めるため利用するもの。
記録項目	1 氏名, 4 住所, 6 連絡先, 12 住居状況, 15 職業・職種, 17 職業上の地位, 24 資産内容
記録範囲	市街地整備対象区域内の土地所有者, 建物所有者, 事業者, 居住者
記録情報の収集方法	本人からの聞き取り（用紙, 電話等含む）
要配慮個人情報の有無	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項（マニュアル処理ファイル） ※政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	